

地方公共サービス小委員会

報告書骨子（案）

平成25年10月18日
地方公共サービス小委員会事務局

- 第 1 地方公共団体（自治体）の公金債権回収関連
- 第 2 自治体窓口関連
- 第 3 資料編

第 1 地方公共団体（自治体）の公金債権回収関連

小委における指摘事項

1 回収するにあたり、留意すべき事項

① （法令に従った適正な回収）

- 民間委託の前に、法令に従った回収行動・事務処理を行うことが必要。
- 不納欠損（免除・放棄）の基準やモデル事例が提示されると、自治体の参考になる。

② （福祉的配慮）

- 回収業務の民間委託を実施し、市の職員が福祉面に専念できるようにすることは有用。
- 取立てだけでなく、生活再建という福祉的観点への展開が重要。
- 滞納せざるを得なかった状況についての、きめの細かい配慮と相談も求められている。
- 債務者の実態が不明なまま取り立てると、生活を奪う可能性がある。
- 債務者本人の情報だけでなく、家族構成、家族の収入扶養状況も必要。
- 回収率向上のみならず、福祉的目的の達成等の観点が支援方針の中に明治されているということは大変重要なこと。

2 成果物として期待されるもの

① （マニュアルの作成）

- 民間委託の進め方のマニュアルを作成するのはどうか。
- 回収手法の案を、マニュアルとしてまとめるのは極めて有効。

② （委託報酬の決定方法について）

- 報酬の決定方法についての考え方が示されれば、参考になる。
- 成功報酬の場合では、報酬率の妥当性が課題となっている。

3 今後検討が求められる事項

① (差押え等の公権力行使を含めた民間委託について)

- 事前の相談・催告のみの委託により、どのような費用対効果があるのか。差押えを含めて民間委託しなければ、費用対効果が合わないのではないか。

② (総務省所管の地方税法 22 条に基づく守秘義務について)

- 債務者が負担している債務一覧があれば、債務者の状況に応じた徴収ができる。地方税等を含めた、各債務の情報の部署横断の仕組みを検討できるかというのではないか。
- 受託者は徴税吏員ではないので、民間委託と守秘義務について、どのように解釈していくかは大きな課題。
- 守秘義務があるゆえに、貧困問題や福祉的な問題が隠されてしまうこともある。

1 はじめに

(1) 目標

自治体の公金債権に多額の滞納が生じており、債権回収が喫緊の課題。

そこで、市場化テストの活用も視野に、民間の能力を活用した良好な民間市場の形成に向け、債権回収の民間委託を試行し、調査検討を行う。

(2) 現在の状況・課題

ア 先進自治体を含めた、自治体における各公金債権管理・回収の現状

イ 公金債権管理・回収を民間委託する有用性

(7) 限られた定員のもと、行政サービスの質を向上させる必要（行財政改革）

公務員は、公務員しかできない事項に専念すべきこと等

(4) その手段としての民間ノウハウの活用・外部委託

ウ 公金債権回収が進まない要因とその対策

委託調査も活用予定

(3) 課題の検討方法

各自治体（試行自治体、委託調査対象自治体及びその他の事務局が調査した自治体）における債権回収事業の民間委託の実例を収集

事業の実施状況を踏まえて評価を行うとともに、論点整理、ベストプラクティスの収集を行い、モデルの提案を目指す。

2 各自治体における事例の紹介、分析及び改善に向けた提案

第6回、7回小委にて審議予定

(1) 具体的事例の分析

- 各自治体が民間委託を実施する際に参考にできることを目標に、委託の手順や必要書類を示す。使用された仕様書の、工夫をしたポイントを指摘する。
- 各事例から得られた知見・改善点等を踏まえた、ミクロな視点での今後の課題、提言。
- 各自治体以外の、国等の事業についても、参考となり得るものは積極的に紹介する。

(2) 各事例全体を踏まえた分析

- 委託する債権の選別方法
- 報酬の決定方法：成功報酬か否か、成功報酬として、率はどのくらいが適切か。

など

3 提言 第6回、7回小委にて審議予定

※以下の内容は現時点の案である。

(1) 当面の課題についての提言

ア 回収スキームの提言

- 各自治体における事業（特にベストプラクティス）から得られた知見・評価に基づき、スキームを提言する。
- 効果を評価する際には、他の手法と比較した優位性、波及性等に着目する。

(例)

- ① 強制徴収権付き債権回収における、「請求・納付相談」民間委託の手法の活用スキーム（地方小委7月30日資料）

- ② 個人再生、特に、住宅ローン特別条項の活用スキーム
債務者が再起不能となる前に、行政及び弁護士が適切に介入し、
助力するモデル
- ③ 債務者に対して、自治体が当該債務者に対して有する複数の債
権の一覧を示す仕組み関連
(多重債務者の状況を把握した上での、適切な回収及び福祉的配
慮)
- ④ その他、各自治体の事例から抽出されたスキーム

イ 延納・減免、放棄等関連

(7) 再起を図ろうとしている滞納者に対する、再生の観点

例：延納や減免等の支援手法

(4) 債権放棄・不納欠損処理をする基準・手法

① 基準：どこまで回収努力をすればよいか等

② 手法：条例等による手法

いかなる条例を作ることで、合理的な不納欠損が可能と
なるのか。今後、弁護士と自治体が共同して検討するべき
ではないか。

など

(2) 引き続き検討すべき課題についての提言

ア 公金債権回収民間市場の形成関連

「自治体からの民間に対する業務委託量」を増やすために必要な事
項を提言

(例 合理的な委託手法の提言、委託による効果があることの周知等)

イ 財産調査、強制徴収等の滞納処分を民間委託する必要性について

(平成24年度意見募集 [参考資料参照](#))において、滞納処分を公サ法
の手続きに載せ、民間委託することについての要望がある。))

など

第2 自治体窓口関連

法務省民事1課平成25年3月通知の紹介

第3 資料編

- 1 各試行自治体において実施された試行内容と、その結果一覧
- 2 マニュアル（各試行自治体において行われた委託にあたっての手順、用いられた仕様書、契約書等）
- 3 地方小委の活動に伴って各省から出された通知等の紹介

以上